

第 21 期愛知県内水面漁場管理委員会

第 14 回 会 議 議 事 録

令和 6 年 7 月 9 日
内水面漁場管理委員会委員室

日	時	令和6年7月9日（火）午後1時30分から午後2時40分まで			
場	所	内水面漁場管理委員会委員室			
議	題	第1号議案	うなぎ稚魚たも網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（諮問）		
		第2号議案	令和6年度愛知県内水面漁場管理委員会が実施する調査について（調査）		
		話 題 提 供	遊漁における ICT の活用について		
出 席 委 員		田村 憲二	林 譲治	宮川 宗記	愛敬 春男
		山口 邦夫	村松孝太郎	高橋 健二	田代 喬
欠 席 委 員		大内 徳明	中川弥智子		
事 務 局 職 員				書 記 長	長井 猛
				主 査	黒田 拓男
				非常勤職員	井上 容子
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監 水 産 課 〃 〃 〃 〃 〃				岡本 俊治
				課 長	柴田 晋作
				担当課長	坂口 泰治
				課長補佐	大橋 昭彦
				課長補佐	堀 勝彦
				課長補佐	荒川 哲也
				課長補佐	長谷川圭輔

事務局（長井）	定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、話題提供の以上5種類です。過不足はございませんでしょうか。 （資 料 確 認） それでは、ただ今から第14回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。 最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長（田 村）	第14回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様には猛暑の中、当会議に御出席いただきまして、お礼を申し上げます。 まだ梅雨は明けておりませんが、梅雨の晴れ間は耐えかねる蒸し暑さでありまして、梅雨明けは平年並みであれば、来週・再来週といったところでございます。 気象庁の一ヶ月予報によりますと、気温は高く、降水量と日照時間はほぼ平年並みの見込みとのものでありまして、アユの餌となる付着藻類が順調に繁茂し、アユが順調に生育してくれることを期待しております。 その県内のアユ釣りも、5月中旬から順次解禁されております。 昨年は6月2日の豪雨によりアユ釣りにも大きな被害がございましたが、今年は豪雨被害が発生せず、梅雨明け後、天候と河川状態が安定して、本県の河川が遊漁者で賑わうことを期待しております。 本日の議題は、議案2件と事務局からの話題提供1件となっております。 委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

事務局（長井）	ありがとうございました。 年度が替わり人事異動がありましたので、異動がありました職員を事務局から紹介させていただきます。 水産課漁業調整グループ課長補佐の堀勝彦でございます。 また、事務局にも異動がございましたので併せて紹介させていただきます。 書記長の私、長井猛でございます。 以上、よろしくお願いいたします。 それでは岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水産振興監（岡本）	第 14 回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、お忙しい中、またお暑い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 夏本番を前にして猛烈に蒸し暑い日が続いております。委員の皆様におかれましては、体調の管理には十分気をつけて、乗り切っていただきたいと存じます。 さて、田村会長からの御挨拶にありましたとおり、あゆ釣りにつきましては多くの河川で解禁され、本番を迎えております。 私も今年あゆ釣りに 5 回ほど行っておりますが、昨年の 6 月の豪雨のような災害もなく、漁場環境や天候が安定し、今後のアユ漁が上向くことを祈念しております。 本日の議題は、田村会長の御挨拶にありましたとおり、議案 2 件と話題提供 1 件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
事務局（長井）	ありがとうございました。 本日は定数 10 名のうち、8 名の出席を得ましたので、漁業法第 173 条で準用する第 145 条第 1 項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。

	それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして田村会長に議長をお願いいたします。
会 長（ 田 村 ）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、林委員、山口委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「うなぎ稚魚たも網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」水産課から説明をお願いします。
水 産 課（ 荒 川 ）	第1号議案、うなぎ稚魚たも網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について御説明いたします。 資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。 「 諮 問 文 朗 読 」 資料2ページ、別紙を御覧ください。 うなぎ稚魚たも網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正につきまして、1の概要は、取扱方針の第3（2）において規定される許可をすべき漁業者の数を変更するものでございます。 2の経緯につきまして、当該漁業については、うなぎの稚魚が特定水産動植物に指定されたことに伴い、令和5年3月に調整規則の改正を行いまして知事許可漁業となりました。また、同年10月には許可等に関する取扱方針を9月4日開催の本委員会にてご承認いただき施行し、取扱い方針第3で定める制限措置のうち漁業の許可をすべき人数を、従前からしらすうなぎ特別採捕許可を有して採捕を行っていた6者が引き続き採捕ができるように、6人を定数として定めたところでございます。 同年11月には、しらすうなぎ特別採捕許可者であった6者から

	申請があり、許可を行いました。同月中に海部地区の許可者2者のうち1者が廃業し、もう1者に漁業従事者を移行する許可証の書換が行われました。 3の一部改正の理由につきまして、先ほど御説明した経緯により、許可定数6に対し、現許可数が5となり空き枠が生じましたが、漁業許可直後の許可者同士の事業承継が原因の許可数の減であり、漁業従事者数にも変更がないことから、検討の結果、許可すべき漁業者の数を見直す必要があると判断し、取扱い方針の一部を改正することといたします。 改正の内容につきましては、資料3ページ新旧対照表を御覧ください。 第3(2)の許可をすべき漁業者の数を現在の許可数である5人へ改正するものでございます。 最後に、参考として4ページに関係法令の抜粋を、5ページから10ページに改正後の取扱い方針を載せております。 以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。
会 長（ 田 村 ）	ありがとうございました。 ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。
委 員（ 宮 川 ）	理由について確認させていただきます。 現行でも6人以内ですので、5人でも変える必要はないとも考えられるのですが、漁業の秩序を維持する観点から枠を規定しておくということではよろしいでしょうか。
水産課（ 荒 川 ）	そのとおりでございます。
委 員（ 愛 敬 ）	採捕の従事者数について、組合ごとに人数は決められているのですか。
水産課（ 荒 川 ）	許可の取扱方針の中に許可ごとに従事者数が定められておりま

	す。例えば木曽川漁協さんですと、従前のシラスウナギ特別採捕許可での従事者数が12名でございました。昨年、制度化に伴って新しく許可を受けた許可者については従前の特別採捕従事者数の範囲内となっていますので、木曽川漁協さんについては12名となります。
委員（愛敬）	はい、わかりました。 木曽川の場合、岐阜県も関係しますが従事者数は合算ということになるのでしょうか。
水産課（荒川）	いえ、あくまでも愛知県の許可の従事者数であり、岐阜県は別となります。
会長（田村）	よろしいでしょうか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異議無し）
会長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認める委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（田村）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「うなぎ稚魚たも網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は、原案通り適当と認めることといたします。 次に、第2号議案「令和6年度愛知県内水面漁場管理委員会が実施する調査について」事務局より説明をお願いします。

第2号議案「令和6年度愛知県内水面漁場管理委員会が実施する調査について」御説明いたします。

当委員会が毎年実施しております調査を整理し、御協議いただいた上で実施させていただきたいと考えております。

1ページを御覧ください。本年度につきましては、昨年度と同様に、「漁場実態に関する調査」、「令和6年度増殖実績及び令和7年度増殖計画に関する調査」の2つの調査を計画しております。

一つ目、「漁場実態に関する調査」について御説明いたします。

本調査は漁場における課題を把握するため、外来生物の生息・被害状況、冷水病を始めとした魚病の発生状況、鳥類による食害対策及び漁場環境の保全について調査いたします。

なお、調査結果は全国内水面漁場管理委員会連合会が実施する中央省庁への要望活動に利用される予定となっております。

調査時期は8月、調査は漁業権を免許した漁協を対象に実施いたします。

なお、調査対象期間につきましては、全国内水面漁場管理委員会連合会の要望活動の調査に合わせ、全調査項目について、令和5年6月1日から記入日までとしております。

2ページから7ページまでが調査表となっております。

3ページを御覧ください。ここでは、外来魚の生息・被害状況、課題や問題点などについて調査いたします。

4ページを御覧ください。ここでは、魚病の発生状況、冷水病対策などについて調査いたします。

5ページから6ページを御覧ください。ここでは、鳥類による食害状況、駆除方法やその効果、問題点などについて、調査いたします。

7ページを御覧ください。ここでは、漁場環境の保全について、現状の問題点などについて調査いたします。

10ページを御覧ください。

10ページから19ページまでは、令和6年5月、全国内水面漁場管理委員会連合会の総会において決議された要望活動の提案書を

載せてございます。

昨年度の漁場実態調査結果につきましては、全国内水面漁場管理委員会連合会の要望活動調査を通じて、この提案書に盛り込まれております。

11 ページを御覧ください。

外来魚対策についての提案です。

なお、昨年度の本委員会での漁場実態調査結果に関連する内容の記載部分に下線をひいております。以降の提案につきましても、同様でございます。

ここでは、昨年度の漁場実態調査で報告された、オオクチバスやブルーギルといった外来魚による被害対策に関する提案がなされております。

12 ページを御覧ください。

鳥類による食害対策についての提案です。

ここでは、昨年度の調査で報告されたカワウやサギ類をはじめとした鳥類による被害対策に関する提案がなされております。

13 ページを御覧ください。

魚病対策についての提案です。

ここでは、冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ症の対策に関する提案がなされております。

14 ページから 15 ページを御覧ください。

河川湖沼環境の保全及び啓発についての提案です。

ここでは、昨年度の調査で報告された、「土砂の流入及び堆積」、「魚道の機能不全」、「ダムからの濁水の放出」などに関する提案がなされております。

本提案書をもって、全国内水面漁場管理委員会連合会は今月、農林水産省、国土交通省、環境省などの中央省庁に対して、提案行動を実施しているところでございます。

それでは1 ページに戻りまして、当委員会が実施する調査の二つ目「令和6年度増殖実績及び令和7年度増殖計画に関する調査」についてご説明いたします。

	河川や湖沼の漁業権である第5種共同漁業権の設定には、漁業法第168条により、当該河川及び湖沼が増殖に適していること及び共同漁業権の免許を受けた者が増殖を行うことが必要と規定されています。 また、委員会はこの増殖の目安として、毎年その増殖方法及び目標数量を公示する必要があります。 このため、漁業権者による増殖が適切に行われているかどうか、また、令和7年度の増殖目標数量算定の参考とするため、各漁業権の増殖実績と増殖計画を調査するものです。 調査時期は10月、調査は漁業権を免許した漁協を対象に実施いたします。 9ページに調査票をお示ししております。 ここでは、魚種毎の増殖目標数量に対する本年度の実績、翌年度の計画について調査いたします。 1ページにお戻りください。 この2つの調査結果につきましては、「漁場実態に関する調査」については令和6年11月、2つ目の「令和6年度増殖実績及び令和7年度増殖計画に関する調査」については、令和7年3月開催予定の委員会にて報告させていただく予定としております。 以上で今年度の調査計画の説明を終わります。御審議よろしく願います。
会 長（ 田 村 ）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。 質問もないようですので、第2号議案を採決することに御異議はございませんか。
委 員（ 多 数 ）	（ 異 議 無 し ）

会 長（田 村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委 員（全 員）	（ 挙 手 全 員 ）
会 長（田 村）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「令和6年度愛知県内水面漁場管理委員会が実施する調査について」は原案どおり適当と認めることといたします。
会 長（田 村）	次に、本日は事務局から「遊漁におけるICTの活用について」話題提供がありますが、その前に事務局から連絡があるとのことで、よろしくお願いします。
事務局（黒田）	プロジェクターを準備いたしますので、少しの間お待ちください。 スクリーンの位置の関係で、田村会長、林委員におかれましては、反対側の席に移動をお願いします。 （ 事 務 局 準 備 ）
会 長（田 村）	それでは始めてください。
事務局（黒田）	それでは事務局から「遊漁におけるICTの活用について」話題提供させていただきます。 説明の途中でスマートフォンを操作いたしますので、着座にて説明させていただきます。 遊漁におけるICTの活用は、国は内水面漁業の活性化の対策として推進する施策の一つでありまして、電子遊漁券等の現状について情報共有する機会があってもよいのではと委員から御提案いただきまして、今回、話題提供のテーマといたしました。

昨年12月の委員会におきまして、遊漁規則の制定について御審議いただいたところですが、水産庁が示した遊漁規則例には遊漁券のオンラインシステムに関する内容が盛り込まれるなど、遊漁においてもICTの導入が一般的となってきました。

スマートフォンが普及し始めたのが15年位前ですので、20年前の漁業権一斉切替えのときには全く想像もしなかったことだと思われます。

また、遊漁者の釣りに関する情報の入手方法についても、これまでは新聞や雑誌、知り合いからの情報といったものでしたが、スマートフォンの普及に伴うSNSを通じた発信も大きな情報源となっています。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

そもそもICTとは、Information and Communication Technologyの略ということで、情報や通信に関する技術の総称でありまして、コンピュータやインターネットだけでなく、メールであったり、後で御紹介するSNSといったコミュニケーションツールなども含む広い概念ということになります。

電子遊漁券は、まさにICTの産物でありまして、スマートフォンやパソコンから遊漁券をインターネットを通じて購入、いわゆるオンライン購入できるサービスでございまして、そのメリットはいつでもどこでも購入可能で支払いも済ますことができる他、様々な情報を入手できるといったところにあります。

資料の2ページを御覧ください。

こちらは、電子遊漁券サービスの一つである「釣りチケ」のウェブサイトに掲載されている内容です。

左側には、通常の遊漁券購入の悩みといったものが示されています。

行ったことのない河川に行こうと思い、周辺に行って遊漁券を購入しようと近くのコンビニに行ってみたが、目的の河川の遊漁券、もしくは遊漁券そのものが販売されていなくて、販売所を探し回るのに時間を要してしまったという事例です。

一方、右側には、電子遊漁券を購入する場合が示されておりまして、河川を釣りチケアプリ内で検索、アプリ内にある河川の増水情報をチェックし、行けると判断したらその場でオンラインで購入して印刷、後は現地に到着したらすぐに釣りが楽しめる、といった内容です。

こういった手軽さを背景に、若い世代で徐々に浸透しつつあるようです。特に、初めての河川に行くハードルは、現地購入に比べて下がると思われます。

資料1ページにお戻りください。

(1) 電子遊漁券の普及状況等ということで、現在普及している電子遊漁券サービスについて整理してみました。

なお、インターネットで電子遊漁券に関連するサービスを検索したところ、フィッシュパスと釣りチケ以外には見当たらなかったため、現在はこの2つが電子遊漁券の普及をリードしていると思われます。

はじめに、フィッシュパスから御説明いたします。運営会社は株式会社フィッシュパス、提携漁協数は、6月20日時点の会社ウェブサイト掲載の漁協を数えましたところ、漁連を含め247漁協でした。

国の水産業協同組合統計表によると、令和4年度末の全国の内水面漁協数は781漁協でありまして、現在、全国の約32%の漁協がフィッシュパスと提携していることになります。

本県においては、寒狭川中部漁協、名倉川漁協、巴川漁協、三河湖漁協、岡崎市漁協の5漁協で提携がなされています。

電子遊漁券購入の他、アプリを通じてその他のサービスを提供しておりまして、フィッシュパスのウェブサイトにも、紹介動画が掲載されていましてので御覧ください。

〔動 画 視 聴 (フィッシュパス説明動画)〕

フィッシュパスでは、釣り場情報、リアルタイムの水位といっ

た増水情報、禁止・キャッチアンドリリース区域のお知らせ機能、防災通知システムなどの情報提供サービスの他、購入した全ての遊漁券に死亡や入院時の補償が無償で付くといったサービスも提供されているようです。

続きまして、釣りチケについて御説明いたします。

運営会社は一般社団法人クリアウォータープロジェクト、提携漁協数は、6月20日時点の会社ウェブサイト情報によると147漁協でありまして、全国シェアはフィッシュパスの方が先行しているといった状況です。

本県においては、大入川漁協、振草川漁協、豊川上漁協、寒狭川下漁協、寒狭川中部漁協、名倉川漁協、三河湖漁協、岡崎市漁協、男川漁協の9漁協で提携がなされています。

このうち、寒狭川中部漁協、名倉川漁協、三河湖漁協、岡崎市漁協の4漁協につきましては、フィッシュパスとも提携しております。

釣りチケも、釣り場情報や、釣果情報、増水情報などのサービスが提供されているようです。実際のアプリの様子をディスプレイに投影しますので御覧ください。

〔画 像 投 影（釣りチケアプリ・豊川上漁協及び大入川漁協）〕

このように、直近の釣果情報や放流情報などを掲載することができます。

資料1 ページの2「県内漁協のICT導入事例」を御覧ください。

県内漁協の導入事例として、水産庁の全内漁連及び日本水産資源保護協会経由の補助事業である「やるぞ内水面漁業活性化事業」を活用した事例について、事例集が昨年3月に発行されておりまして、ICT導入関係で豊川上漁協、男川漁協、寒狭川中部漁協が掲載されていたので、簡単に御紹介いたします。

資料5 ページを御覧ください。

こちらは、豊川上漁協の事例でございます。

資料 6 ページを御覧ください。

遊漁券販売を委託する釣具店やコンビニが少なく、遊漁者にとって不便な状況が続いており、購入したくても購入できないまま入川していた遊漁者もいたとのことで、電子遊漁券の導入はこれらの解消に一役買ったということです。

また、スマートフォンを使用する若い世代の遊漁者が少し増えてきているようです。

次に、資料 8 ページを御覧ください。

こちらは、男川漁協の事例でございます。

資料 10 ページを御覧ください。

やはり、販売店が開いていない、見つからないといった理由で、やむを得ず無券で入川する遊漁者が多い状況でありまして、電子遊漁券の導入によって無券者を減らし、遊漁料の増収につながるということであります。

男川漁協では、電子遊漁券に加え、フェイスブックによる情報発信にも注力しているようです。

次に、資料 11 ページを御覧ください。

こちらは、寒狭川中部漁協の事例でございます。

資料 13 ページを御覧ください。

寒狭川中部漁協では、2カ所のライブカメラを設置して、1時間おきにホームページに公開しておりまして、このライブカメラは、釣り人への情報発信用と、漁協監視用の2つのシステムで構成されており、監視用はAIで人や車を自動検知できるようになっているとのことです。

ライブカメラの導入により、釣り人からの問い合わせに対してホームページを案内できるようになり、業務軽減につながっているようです。

資料 1 ページにお戻りください。

「3 その他」ということで、SNSを利用した県内漁協の情報発信事例について御紹介いたします。

まず初めに、SNS とは、Social Networking Service の略でありまして、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスを指すものでありまして、SNS も ICT の一つでございます。

SNS には、利用者数が多いもので、ライン、ユーチューブ、旧ツイッターであるエックス、フェイスブック、インスタグラムといったものがありますが、他にも多数ございまして、各々特徴を有しております。

SNS で発信された情報を見た閲覧者は投稿内容にアクションを通じて反応、それをみた他の閲覧者がその情報を参考にするということで、現代において情報を拡散させる重要なツールとなっております。

それでは、県内漁協等が発信する SNS の事例を御紹介いたします。まずは、寒狭川上流漁協のインスタグラムを御覧ください。

〔画 像 投 影（寒狭川上流漁協 インスタグラム）〕

インスタグラムは、写真や動画の投稿が中心の SNS といわれております。

次に、ユーチューブで日本釣振興会愛知県支部から、大入川のあゆ・あまご放流と清掃について配信されていましてので御覧ください。

〔動 画 視 聴（第3回北設楽郡豊根村大入川 あゆ・あまご放流と清掃）〕

ユーチューブは比較的長い動画を扱う SNS であり、実際の様子をみることができます。

最後に、巴川漁協のホームページを御紹介します。

〔画 像 投 影（巴川漁協 ホームページ）〕

	巴川漁協では、ブログによる情報発信をしています。ブログもコメント機能を有しており、広い意味で SNS に入ると言われています。 今回、遊漁における ICT の現状について御紹介させていただきましたが、今後も様々な形で ICT の活用が進むと考えられます。 今後、遊漁における新しい活用事例等がありましたら、折をみて御紹介してまいります。以上です。
会 長（田 村）	ありがとうございました。 せっかくの機会なので、ICT に限らず、漁協の委員さんに川や遊漁の状況などをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。 始めに、林委員さん、今期の川の状況や遊漁の状況はどうでしょうか。 また、大入川漁協さんでは、電子遊漁券を導入していますが、林委員、状況はいかがでしょうか。
委 員（林）	今年の川の状況ですが、去年に比べると雨が適当で解禁を迎えたアユの育ちも良く、釣り客も多い。アユも多く釣れ、釣り客に喜んでもらってます。 釣りチケはアマゴのみで、アユはおとりの関係で難しく検討しているところです。 もう一点、おとり店が高齢化で減ってきていて、先が心配。
会 長（田 村）	ありがとうございました。 次に、愛敬委員さんどうでしょうか。
委 員（愛 敬）	うちは冬場に川釣り体験場をやります。あとは、アユの養殖ですが、売れ行きが半分位になった。うちは友釣りをしないので、アユの釣り人が少なく、漁師もいなくなってしまったので、天然アユの競り市は止めました。

会長（田村）	ありがとうございました。 次に、山口委員さんどうでしょうか。
委員（山口）	去年の大雨の影響か、今年は例年の半分位の釣り客でオープンしました。ダイワマスターズで釣果がだいぶ出たので、これから増えていくのではと期待しております。 希望としては、遡上アユが今は 50kg しかもらえないので、もっと増やしてもらえるとありがたいと思っています。 また、コロナや雨天等で危険ということで去年と今年は中止しておりました、保育園児の川辺での水遊び体験が将来の釣り人へ繋がると考えております。SNS 等でマス釣りやアマゴ釣りを発信することで、新城、浜松、岡崎の家族連れが来て楽しんでもくれるように少しずつなってきました。もっと宣伝していきたいと思っています。
会長（田村）	ありがとうございました。 次に、村松委員さんどうでしょうか。 巴川漁協さんでは、電子遊漁券を導入していますが、状況はいかがでしょうか。
委員（村松）	電子遊漁券はあまごだけで、アユは検討中です。 うちには情報部会があってブログを担当しています。年間 10 件が限度ですが、民間の方がブログに画像を出しいただくと 600 円、文章をいただくと 400 円としております。 6 月 8 日に解禁しまして、当初はけっこう釣れましたが、場所による釣れムラがありました。シマノの大会が予選から決勝まで、巴川であり、釣果もよく、優勝された方は 2 時間で 20 尾でした。 また、国の補助金を使って、小学生を対象にした体験放流を行っています。
会長（田村）	ありがとうございました。

	各河川の状況を報告いただきましたが、何か御質問等はございますが。
委員（高橋）	最近、豊川の大野頭首工に上ってくるアユが増えている。2018年では300万尾、2019年では400万尾、2020年では500万尾、去年2023年で527万尾上っているということで、漁協へはどのように分けられているのか知りたいです。
委員（山口）	寒狭川上流、寒狭川中部で各50kgずつ、寒狭川下の鮎滝ですくっているの、残りは寒狭川下の川に入れていると思いますけど。遡上アユは元気がいいので、多く欲しいと思っています。
委員（高橋）	行政の方で決めているのでしょうか。
水産課（大橋）	県は採捕のための特別採捕許可を出しているが、どのように分けるかは漁協さんの考えによるものです。
委員（高橋）	矢作川の頭首工の方も教えてください。
水産振興監（岡本）	矢作川においても特別採捕許可を受けて行われていますが、採捕場所には漁業権がなく、上流4漁協で取りに行っています。豊川の採捕場所には漁業権があるので、漁協さん同士で話し合っ決めていただければいいと思います。 電子遊漁券を導入してみえる漁協さんは、釣りチケやフィッシュパスの運営会社に支払う運営費の費用対効果はどうですか。有効かどうか、御意見をお聞きしたい。
委員（村松）	システム導入には補助を受け、運用には手数料がかかるが、採算性に問題はなく、いいように思う。
会長（田村）	ほかに質問もないようですので、以上で遊漁のICT活用に関す

る情報提供につきましては終了いたします。

本日予定の議題は終了しましたので、これもちまして第14回委員会を終了します。

委員の皆様、ありがとうございました。

議 長

議事録署名者

議事録署名者

